

堺市自治連合協議会
各校区代表者様

堺市長 永藤 英機
(公印省略)

堺市ごみ減量化推進員に係る令和5・6年度の活動報告書
および令和7・8年度の新規推薦について（依頼）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素は本市環境行政にご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、各校区よりご推薦いただきました、ごみ減量化推進員の皆様には、令和5・6年度の2年間の任期において、ごみの減量化・リサイクルの推進を図っていただき、誠にありがとうございました。次の任期の令和7・8年度の2年間ににおいても、引き続き、ごみの減量化・リサイクルにご協力賜りたく存じます。

つきましては、堺市ごみ減量化推進員設置要綱に基づき、令和5・6年度堺市ごみ減量化推進員の活動報告および令和7・8年度堺市ごみ減量化推進員の新規推薦をお願い申し上げます。

記

1. 依頼事項 ①『令和5・6年度 堺市ごみ減量化推進員の活動報告書』の記入および提出
※各单位自治会にご確認の上、今後の活動内容に対する意見等について記入いただければ幸いです。
- ②『令和7・8年度 堺市ごみ減量化推進員 新規推薦書』の記入および提出
※令和5・6年度のごみ減量化推進員と変更がない場合も、ご提出ください。

※要綱改正により、単位自治会に1名を必須で選出していただかなくてもよくなり、校区代表者以外の方は転居等で欠員があっても、代わりの方を新たに推薦していただく必要はございません。

2. 添付資料
- ・令和5・6年度 堺市ごみ減量化推進員の活動報告書
 - ・令和7・8年度 堺市ごみ減量化推進員 新規推薦書
 - ・新規推薦書 記入例
 - ・制度について
3. 記入方法 「新規推薦書 記入例」にしたがって「令和7・8年度 堺市ごみ減量化推進員 新規推薦書」に記入してください。
4. 提出期限 令和7年4月30日（水）
5. 提出方法 お渡しする返信用封筒に「令和5・6年度 堺市ごみ減量化推進員の活動報告書」「令和7・8年度 堺市ごみ減量化推進員 新規推薦書」を封入し郵送、または電子メールによりご提出ください。
6. 問い合わせ
及び提出先 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
堺市環境事業部 資源循環推進課 担当：岩田 山崎
【電話】 072-228-7479（直通）
【FAX】 072-228-7063
【電子メール】 shijyun@city.sakai.lg.jp

令和5・6年度 堺市ごみ減量化推進員活動報告書

() 校区自治連合協議会

代表者()

令和5・6年度に貴校区内で行った、ごみの減量化・リサイクルに関する活動などをご報告ください。

活動内容

①以下の項目について、**実施した活動全て**に☑を付けてください。
 その他を回答する場合は、具体的な内容を〔 〕欄に記載してください。



- | | |
|------------------------------------|--|
| ☐ 左記、掲示物の掲示 | ☐ チラシの回覧・データ配信 |
| ☐ 講習会への参加 | ☐ 集団回収（古紙・古布など） |
| ☐ 会議等での情報提供 | ☐ その他 |

〔 〕

②ごみ減量化推進員様に送付させていただいたチラシ・情報紙を読んでいた
 とき、ごみ減量化・リサイクルへの意識の変化について、☑を付けてください。

- ☐ 意識が上がった
☐ 意識が上がり、実際に取り組んだ
☐ 意識は上がらなかった

今後の活動アンケート

今後も、ごみ減量化推進員様とともに、地域のごみ減量化を進めるために、様々な施策を検討しております。
 アンケートにご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

①ごみ減量化推進員様へ古紙・古布のリサイクルについて知っていただくために講習会の開催を検討しています。下記の内容のうち、どのようなテーマに関心がありますか？ ☑を付けてください。（複数回答可）

- ☐ 古紙・古布リサイクルの行方について
☐ 古紙・古布のリサイクルの方法について
☐ 集団回収の方法について
☐ 集団回収の報奨金について
☐ その他

〔 〕

②ごみ減量化・リサイクルを進めるために、ごみの4R運動の普及に意欲的な方を「4R アドバイザー」として登録しています。市の主催する出前講座での講師やイベントへの出務などをしていただいています。ご存知ですか。☑を付けてください。

- ☐ 知っている
☐ 知らない
☐ その他()

今後の活動アンケート（つづき）

③今後も、市が発信するごみ減量に関する情報を共有していただくために、ごみ減量化推進員様へ、市が作成するニュースの配布・配信を検討しております。下記の内容のうち、どのようなテーマに関心がありますか？☑を付けてください。（複数回答可）

- ☐ ごみの出し方（正しい分別の方法、ごみ出しの注意点等）
- ☐ ごみ処理の仕組みやリサイクルの流れ
- ☐ ごみの4R運動（ごみの減量化につながる行動）
- ☐ 生ごみの「たい肥化」（生きごみさん）

※ その他に希望する内容があれば、具体的にお書きください。

[]

④紙ごみの減量のため、ペーパーレスを推進しております。校区や各自治会で情報共有ツールについてご教示をお願いします。☑を付けてください。（複数回答可）

- ☐ 校区単位（各自治会長と）でSNS・メールを活用している
- ☐ 自治会単位でSNS・メールを活用している
- ☐ 校区の定例会を開催して、各自治会長と情報共有している
- ☐ 掲示板で情報共有している
- ☐ 回覧板で情報共有している
- ☐ その他

[]

⑤令和6年6月にごみ減量化推進員設置要綱を改正し、ごみ減量化推進員の定数は「単位自治会に1名」から「校区に1名以上」に変更されました。今後の推進員の推薦人数について、お聞かせください。☑を付けてください。

- ☐ 減らしたい（理由:)
- ☐ 変わらない（理由:)
- ☐ 増やしたい（理由:)
- ☐ その他（)

意見・要望

その他、ごみ減量化・リサイクルに関する市への意見や要望等ございましたら、ご自由にご記入ください。

活動報告書のご記入にご協力いただきありがとうございました。



この活動報告書は、**推薦書と一緒に**返信用封筒に入れて郵送または電子メールで資源循環推進課にご返送ください。

提出用

提出日 年 月 日

堺市ごみ減量化推進員名簿(令和7・8年度)

【 〃 】

* 令和6年6月要綱改正に伴い、推進員の定数は、校区ごとに1名以上となりました。校区代表者以外の方は転居等で欠員があっても、代わりの方を新たに推薦していただく必要はありません。

* 推進員の任期は2年です。令和9年5月末まで従事いただく予定の推進員についてご記入ください。

* 令和6年度に推薦いただいた推進員の方を印字しています。変更がある場合、記入例を参考にして頂き、変更箇所を2重線で削除し、欄の余白に修正事項をご記入いただきご提出ください。

変更

無

→ 記入は以上です

有

→ 下記に変更内容を記載(記入見本確認のこと)

名簿記載担当者()

連絡先電話番号()

* 名簿に不明点があれば連絡させて顶きま

NO.	役職	氏名	郵便番号	住所	電話番号
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

記入例

提出日 年 月 日

堺市こみ減量化推進員名簿（令和7・提出日を記入してください。

【 】校区

*令和6年6月要綱改正に伴い、推進員の定数は、校区ごとに1名以上となりました。校区代表者以外の方は転居等で欠員があっても、代わりの方を募集します。不足する場合は、校区代表者以外の方を募集します。不足する場合は、校区代表者以外の方を募集します。
*提出日：令和7年1月1日現在、校区代表者以外の方は、提出日を記入してください。
*記入例：○をつけてください。

変更

無

→ 記入は以上です

有

→ 下記に変更内容を記載（記入見本確認のこと）

名簿記載担当者（ ○○ ○○ ）

連絡先電話番号（ 080-▲▲▲▲-×××× ）

*名簿に不明点があれば連絡させてください

NO.	役職	氏名	郵便番号	住所	電話番号
1	校区代表者	堺 花子 一郎	123-4567	○○町◎-◎◎ 南瓦町◎-◎◎	090-××××-○○○ 0725-11111111
3	校区代表者	堺 次郎	123-4567	☆★町×-△△△	電話番号記載なし
4	退任	堺 桃子	123-4567	○○町◎-△△△	電話番号記載なし
5		堺 花美	123-4567	○○町◎-×××	080-☆☆☆-○○○○
7		堺 三郎	123-4567	○○町△△-◎◎ △△町◎-△△△	電話番号記載なし
8		堺 △△	123-4567	★★町×	
9		堺 四郎	123-4567	◇◇町○	
10	新	□□ ◇◇	123-4567	○○町△	
11					
12					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

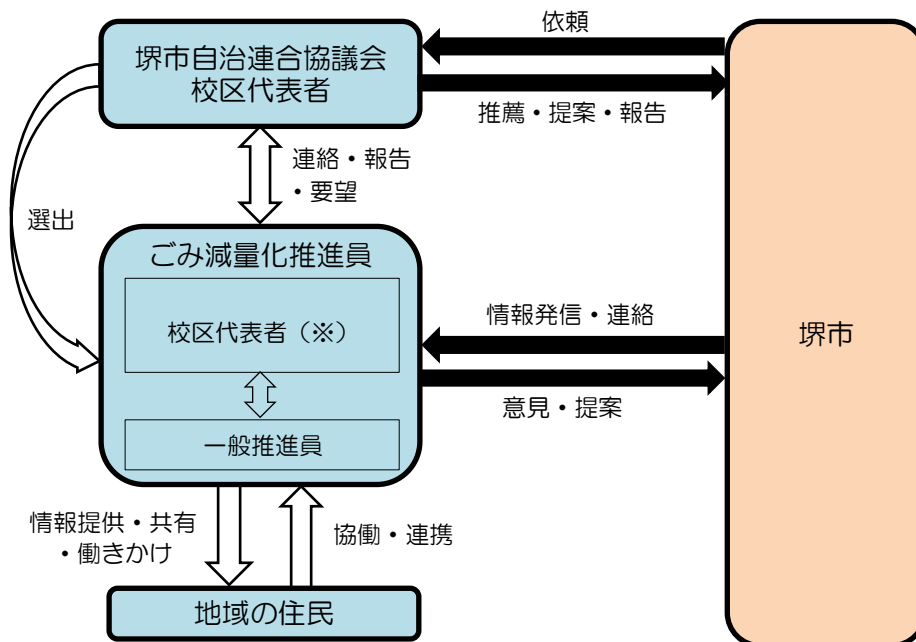
【堺市ごみ減量化推進員制度について】

1. ごみ減量化推進員設置の目的

ごみ減量化推進員は、市が発信する情報を地域の皆さんに提供・共有するなど、地域の皆さんと市をつなぐ役割を担っていただき、ごみの減量化とリサイクルを進めることを目的に設置しています。

2. 組織図

以下の組織図のように、各校区と市とが連携・協働して、ごみの減量化とリサイクルに取り組みます。



※ 校区代表者：各校区において、推進員を取りまとめる。

3. ごみ減量化推進員の役割

ごみ減量化推進員には、以下に掲げるような活動に努めていただきます。

- ① 地域住民のごみ減量意識の向上に向けた働きかけ
(例) 勉強会や見学会の開催・参加 地域でごみ減量出前講座を開催 など
- ② 市の発信する情報を地域住民に提供・共有
(例) 市の提供するチラシや講習会の案内を地域住民で共有 など
- ③ 自治会等地域団体と連携したごみ減量の推進

4. ごみ減量化推進員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例（平成5年条例第5号）第8条に規定する廃棄物減量等推進員として、堺市ごみ減量化推進員(以下「推進員」という。)を設置することにより、地域におけるごみの減量と資源化（以下「ごみ減量化」という。）を図ることを目的とする。

(推薦及び委嘱)

第2条 推進員は、次のいずれにも適合する者から市長が委嘱するものとする。

- (1) 自治会に所属する者
- (2) 社会的信望があり、かつ、ごみの適切な処理に関心を持つ者
- (3) 校区自治連合会代表者の推薦を受けた者

2 前項の規定により推進員を委嘱する場合における推進員の定数は、原則として校区ごとに1名以上とする。

(校区代表者の設置)

第3条 各校区に校区代表者1名を置く。

2 校区代表者は、校区を代表し、推進員を取りまとめる。

(任期)

第4条 推進員の任期は、委嘱の日から2年以内とする。

2 前項に規定する期間の中途において委嘱された者の任期は、前任者の残任期間とする。なお、前任者がいない場合には、委嘱された日から前任者がいた場合の残任期間に相当する期間とする。

(活動)

第5条 推進員は、関係機関及び地域関係団体等と連携して、次の活動を行うものとする。

- (1) ごみ減量化についての市民意識の高揚とごみ減量化活動の推進
- (2) ごみの分別収集と適正処理の展開
- (3) その他ごみ減量化のために必要な事業の推進

(解嘱)

第6条 市長は、推進員が次の各号に該当するときは、解嘱するものとする。

- (1) 推進員から辞任の届出が提出されたとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

(活動報告)

第7条 市長は、推進員に対し、第5条の活動について報告書の提出を求めることができる。

(その他必要事項)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、所管部長が定める。